

新生児聴覚検査費助成事業

— 新生児聴覚検査の費用の全額を助成します — のお知らせ

生まれてきた赤ちゃんの健やかな成長は、誰もの願いです。生まれつき耳の聞こえ（聴覚）に障害をもつ赤ちゃんは、1,000人に1～2人といわれていますが、早期に発見し、適切な治療や援助をすることにより、ことばの発達を促し、情緒や社会性を育てることができます。

加東市では、出産される産婦人科等で行われる新生児聴覚検査費用の全額を助成します。

新生児聴覚検査は、出産された医療機関で、出生後1週間以内に行われます。眠っていれば、検査は数分間で終わり、赤ちゃんが不快に感じることはありません。



◆ 新生児聴覚検査費助成内容

対象者	申請日および聴覚検査日において、加東市に住民票がある保護者
助成金額	検査にかかる費用 全額
助成方法	<p>① 県内の協力医療機関で受診する場合は、 「新生児聴覚検査費助成券」を医療機関に提出してください。 (※一部利用できない医療機関もあります)</p> <p>② 県外の医療機関や協力医療機関以外で受診された場合は、償還払いの手続きが必要ですので、加東市保健センターまでお越しください。 出産一時金に含まれていて、自己負担がない場合は対象外となります</p> <p>【必要な物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳 ・新生児聴覚検査費助成券 ・新生児聴覚検査費の領収書（原本）と明細書 ・振込先口座番号がわかるもの

注意事項

- ・ 新生児聴覚検査の助成が受けられる期間は、生後6か月までです。
- ・ 助成券を利用された場合は、検査結果が市に報告されます。
- ・ 助成券を紛失、破棄された場合は再発行できません。ご注意ください。
- ・ 新生児聴覚検査を受ける前に市外へ転出された場合、助成券は使用できません。
※市外への転出時、助成券は返却してください。
- ・ 転出後に、誤って助成券を使用された場合、検査費用の返却が必要です。



【お問い合わせ先】

〒673-1493 加東市社 50 番地（庁舎 2 階）
加東市健康課（保健センター）
☎ 0795-43-0432